

合志市総合計画第3次基本構想第1期基本計画策定支援業務委託仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

合志市総合計画第3次基本構想第1期基本計画策定支援業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(3) 業務目的

合志市総合計画第2次基本構想第2期基本計画が令和5年度で計画期間を終えることから、令和6年度から令和13年度までを期間とする第3次基本構想と令和6年度から令和9年度までを期間とする第1期基本計画の策定をすることとなる。そのために必要な基礎調査・現状分析、市民意識調査、ワークショップ等の運営、合志市総合計画第3次基本構想原案の作成を行ない、総合計画策定の基礎となる業務を委託するもの。

2 業務内容

(1) 基礎調査・現状分析

当市における人口、自然・社会動態、産業・経済活動、市民活動、行政資源等総合計画の策定にあたり必要となる基礎的データを収集し、類似・近隣自治体等の比較を行い、今後の見通し等を分析する。また、現行の「第2期合志市まち・ひと・しごと創生 総合戦略」における「第2章人口推計」に基づき、50年後までの人口推計を行う。

(2) 市民意識調査（市民アンケート）の実施

市民の意見や要望を計画へ反映させるため、市内に住所を有する者から無作為で抽出した3,000人を対象にアンケート調査を行う。調査票（案）を作成し、調査内容は市と協議の上決定する。調査票及び封筒の印刷、封入、発送事務、回収と集計・分析については受託業者が行う。なお、調査対象者の抽出及び宛名ラベルの作成は市が行う。

(3) トップインタビューの実施

市長ヘインタビューを実施し、将来に向けた課題やまちづくりの方向性などを把握し、計画策定の基礎とする。

(4) 総合政策審議会や市民参加型ワークショップ等の運営支援

広く市民の意見を聴取するため、ワークショップ等を開催する。それらの意見を集約し、総合政策審議会（協働による市民主体のまちづくりを推進する観点から、様々な分野の代表者及び公募の委員並びに有識者で構成する）を開催し、基本構想の方針について検討を行う。ワークショップ等の会議資料の作成を支援するとともに会議に出席して成果のとりまとめを行う。

※ワークショップは最低4回実施予定。

※総合政策審議会は2回開催予定。

(5) 現行計画の進捗状況の確認

現行計画の施策ごとに達成度を評価するために、各課に向けたシート調査を実施する。シートの様式についての提案や調査結果のとりまとめを行う。各課ヒアリングを実施し、問題点や課題を把握し、計画策定の基礎とする。

(6) 職員研修

SDGsの視点から、当市が取り組もうとする施策とSDGsとの関連について総合計画に盛り込むため、助言及び支援を行う。また、総合計画の策定にあたり、職員が総合計画およびSDGsについての理解を深めるため、市職員向け研修会を実施する。研修は90分×3回（同日に同様の内容の研修を3回行なう）を想定とする。

(7) 基本構想（骨子案）の作成

基礎調査・現状分析並びに市民意識調査等の結果をもとに基本構想部分の骨子案を作成し、令和5年度基本構想・基本計画策定に向けた助言と支援を行う。

(8) 打ち合わせ協議

受託者は、同席した会議、協議、打ち合わせ等について会議録を作成する。

3 成果品

本業務契約に係る成果品及び納入期限は下記のとおりとする。

(1) 成果品

①市民意識調査（市民アンケート）分析結果（報告書） 簡易製本2部

②基礎調査及び分析結果（報告書） 簡易製本2部

③総合計画基本構想骨子案 簡易製本2部

④会議資料、会議録等書類 各1部

⑤業務打合せ記録書類 各1部

⑥上記成果品の電子データ一式（CD-ROM等）

※住民意識調査（市民アンケート）の成果品（電子データ）

・報告書データ1式（Word形式）

・集計データ1式（グラフ及び単純・クロス集計表）（Excel形式）

※総合計画原案（基本構想）の印刷用原稿（電子データ）は、印刷可能な体裁で納品すること。

⑦その他収集及び作成した資料

(2) 納品期限 令和5年2月28日（火）

※（1）成果品③総合計画骨子案（基本構想）については、令和5年1月31日（火）に中間検査を実施する。

4 その他

- ① 委託を受けた業務については、業務を一括して第三者に譲渡してはならない。
- ② 業務に関しては、委託者と緊密な連携を保ち業務を円滑に進めるため、進捗状況に応じて逐次連絡調整を行わなければならない。
- ③ 業務遂行に当たり個人情報の取り扱いに十分留意し、漏洩の無いような実施体制を整えなければならない。また、業務遂行に当たり知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- ④ 受託者は、本業務において委託者が貸与する資料について、その重要性を認識し、良識ある判断に基づき資料の破損・滅失・盗難等の事故がないように取り扱わなければならない。
- ⑤ 成果品に第三者が権利を保有する文章等を使用する場合には、受託者の負担により受託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑥ この他、本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議する。